

事業系廃棄物減量等計画書

見本

(宛先) 箕面市長

年 月 日

事業所名	西小路スーパー
所在地	箕面市西小路4-6-1
代表者名	箕面 太郎
電話番号	072-723-2121

箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例施行規則(平成15年箕面市規則第55号)第3条の規定により、次のとおり提出します。

1 事業所の概要

(↓記入願います)

項目	前年度提出内容	令和8年度(2026年度)
業種名	小売業	
事業所の形態	スーパーマーケット	
建築物の規模	地上6階 地下1階	
事業所敷地面積	4610.0㎡	
延べ床面積 (小売店は売場面積)	5800.0㎡	
従業員数	400人	410人

2 廃棄物の管理体制

(↓記入願います)

項目	前年度提出内容	令和8年度(2026年度)
廃棄物管理責任者	役職	総務部長
	氏名	箕面 次郎
	連絡先電話番号	072-723-4567
廃棄物保管場所 及び面積	保管場所	敷地内一般廃棄物保管場所
	面積	25.00平方メートル
資源ごみ(注)の分別スペースの有無	有	

注 「資源ごみ」とは、「資源化を目的に分別しているごみ」を言います。

3 廃棄物の発生状況

下表で使用している単位

トン
 キログラム
 立方メートル
 その他()

(↓必ず記入してください)

ごみの種類		前年度提出内容（令和6年度実績）		令和7年度（前年4月～本年3月）	
大分類	細分類	発生した量	うち、資源化のため分別した量	発生した量	うち、資源化のため分別した量
紙ごみ	OA用紙	1	1	1	1
	新聞・雑誌類	3	3	3	3
	ダンボール	4	5	4	5
	その他の紙	0	0	0	0
生ごみ	魚アラ	2	2	2	2
	廃食用油	0.5	0.5	0.5	0.5
	その他生ごみ	20	0	20	0
布類	天然素材	0	0	0	0
	化学繊維	0.1	0.1	0.1	0.1
木材・木製品		0	0	0	0
ガラス類	あきかん	1.5	1.5	1.5	1.5
	あきびん	0.5	0.5	0.5	0.5
	その他金属・ガラス	1	0	1	0
プラスチック	ペットボトル	3	3	3	3
	発泡スチロール	0.3	0.3	0.3	0.3
	その他のプラスチック	0.3	0	0.3	0
その他					
合計		A 37.2	B 16.9	C 37.2	D 16.9
資源化率		B÷A 45%		D÷C 45%	

注 ごみの種類について

- ・細分類による発生量を把握できない場合は、「紙ごみ」「生ごみ」など大分類ごとに記載してください。
- ・分類の方法は、以下を参考にしてください。

紙ごみ	OA用紙	コピー機やプリンターなどOA機器で使用した紙。シュレッダーしたものも含む
	新聞・雑誌類	新聞紙、折り込みチラシ、雑誌など
	ダンボール	梱包用のダンボール箱など
	その他の紙	上記3種類に該当しない紙類
生ごみ	魚アラ	魚の調理・加工時に生じた生ごみ
	廃食用油	使用済み天ぷら油など(重さでわからない場合はリットルでも可)
	その他生ごみ	魚アラ・油以外の生ごみ
布類	天然素材	天然素材の布でできたものすべて。加工過程で出た繊維くず、布製品の在庫処分など
	化学繊維	化学繊維の布でできたものすべて。加工過程で出た繊維くず、布製品の在庫処分など
木材・木製品		木でできたものすべて。梱包材、運搬用の木製パレットなど
ガラス類	あきかん	主に飲料・食品の入っていた缶
	あきびん	主に飲料・食品の入っていたびん
	その他金属・ガラス	上記2種類に該当しない金属製のもの、ガラス製のもの、陶器など
プラスチック	ペットボトル	飲料・調味料などの入っていたペットボトル
	発泡スチロール	発泡スチロールでできたトロ箱・緩衝材・食品トレーなど
	その他のプラスチック	上記3種類に該当しない、石油を原料とするプラスチック、ポリ、ナイロンなど

- ・どこにも分類できないごみは、「その他」欄にごみの種類を記入して、発生量・資源化量を記載してください。

4. 廃棄物の処理方法

- 記号の説明: ① …焼却ごみとして、一般廃棄物収集運搬業者(許可業者)に引き渡している
 ② …産業廃棄物として処理している
 ③ …資源化を目的に、分別して許可業者または資源ごみ回収業者に引き渡している
 ④ …市の清掃工場に自己搬入している
 ⑤ …その他(くわしく書いてください)

(↓記入願います)

ごみの種類		前年度提出内容	令和7年度 (前年4月～本年3月)
紙ごみ	O A 用紙		
	新聞・雑誌類		
	ダンボール	③	③
	その他の紙		
生ごみ	魚アラ	①	①
	廃食用油	③	③
	その他生ごみ	①	①
布類	天然素材		
	化学繊維		
木材・木製品			
ガラス・金属類	あきかん	③	③
	あきびん	③	③
	その他金属・ガラス		
プラスチック	ペットボトル		
	発泡スチロール	③	③
	その他のプラスチック		
その他	—		
	—		

*産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業・処分業者(大阪府許可)と文書で契約することとなっています。

*廃食用油・化学繊維(合成繊維)・金属・ガラス・プラスチックについては産業廃棄物です。

5 廃棄物の処理体制

(↓記入願います)

項目		前年度提出内容	令和8年度(今年4月～来年3月)
回収業者名	一般廃棄物	株式会社 箕面	株式会社 箕面
	回収頻度	日曜日を除く毎日	毎日
	産業廃棄物	株式会社 粟生間谷	株式会社 彩都
	回収頻度	不定期	不定期
資源ごみ		有限会社 石丸	有限会社 石丸
	回収頻度	毎週月曜日	毎週月曜日
清掃工場の有無 自己搬入の有無		無	無

注 1. 契約書の写しを添付してください。(契約書がない場合は、収集回数、支払い料金がわかる請求書・領収書など)

2. 前年度提出した時点以降、契約の更新を行っていないときは、契約書の写しの添付は不要です。

6 廃棄物の減量・資源化に関する取り組みの評価と目標

【1】前年度提出された「令和7年度の計画」と「減量等に関する方針・目標」について

(↓必ず記入してください)

項目	令和7年度計画量	令和7年度実績	自己評価
ごみの発生量	37.2	37.2	ごみの発生抑制は効果があがった。 生ごみの減量は、資源化のルートが確立されていないため、発生抑制することで今後も減量化に努めたい。
資源化量	16.9	16.9	
資源化率	45%	45%	
減量等に関する方針・目標			

【2】令和8年度（今年度4月から翌年3月まで）の減量・資源化に関する方針・目標

(↓必ず記入してください)

項目	令和8年度計画量
ごみの発生量	30
資源化量	15
資源化率	50%

(↓必ず記入してください)

◎令和8年度（今年度）の減量・資源化に関する方針・目標	
減量（発生抑制）に関する事	生ごみの発生は、生鮮食品の売り切りで発生抑制を図る。 仕入れ先への簡易包装化を要請する。 発生量で5%の削減を目指す。
資源化に関する事	資源化を促進するため、分別の徹底と保管場所を確保する。

注 1. 「減量（発生抑制）」とは、ごみの発生量自体を少なくすることを言います。（例：コピー用紙の両面使用など）

2. 「資源化」は、出てしまったごみを資源として活用することを言います。（例：紙ごみを資源化業者に引き渡すなど）